様式第２号

誓約書

令和２５年　４　月　１　日

　　えりも町長　　様

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　使用印

私は、えりも町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、えりも町が発注する建設工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）を入札から排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、契約解除等、えりも町が行う措置について、一切の異議申立てを行いません。

また、旧東洋小学校後利用公募参加資格の確認のため、貴町が北海道札幌方面浦河警察署に照会することについて承諾します。

記

１　個人又は法人の役員等が条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員ではありません。

２　次の各号のいずれにも該当しません。

⑴　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

⑵　暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

⑶　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益や便宜を供与している者

⑷　個人又は法人の役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上相応しくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

３　上記２の⑴から⑷までのいずれかに該当する者を、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としません。なお、下請負人等が暴力団又は暴力団員であることが判明し、えりも町から下請負契約等の解除を求められたときは、解除の求めに従います。

４　暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくえりも町に報告するとともに北海道札幌方面浦河警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

●備考

１　証明欄は、申請者（本社）又は受任者として当町に登録されている支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を記載し、押印してください。

２　「役員等」とは、登記事項証明書に記録されている法人の役員又は受任者として当町に登録されている支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

○**えりも町暴力団の排除の推進に関する条例**（平成24年条例第13号）抜粋

　（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶　暴力団関係事業者　暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

（町の事務事業における措置）

**第７条**　町長は、建設工事の発注その他町の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）において暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

２　町長は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

３　町長は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員等から不当介入を受けたことを知ったときは、町長に報告するとともに、所轄警察署に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

４　町長は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前２項の規定に基づき当該契約等において定められた条項に違反したときは、当該契約の相手方に対して、町が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずるものとする。

○**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**（平成３年法律第77号）抜粋

　（定義）

**第２条**　この法律において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑵　暴力団

　　　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

　⑹　暴力団員

　　　暴力団の構成員をいう。